

合法木材供給の仕組みと現状



2016/6 東京おもちゃショーにて

平成28年7月7日

(一社)全国木材組合連合会
森田一行

目 次

- I なぜ違法伐採問題に取り組むのか？
- II 合法木材供給事業取組の概要
- III 林野庁合法木材ガイドラインと
分別管理・文書管理責任者の役割

IV 違法伐採対策を巡る最近の動き

* * * * *

V 新たな市場への挑戦！？

VI そして、2020年・・・



I

**なぜ違法伐採問題に
取り組むのか？**

1 違法伐採問題の背景

熱帯林の急激な減少、劣化

木材は再生産が可能であり、製造時に排出する二酸化炭素が極めて少ない、温暖化対策の優等生

農地への転用

過剰伐採

森林火災

違法伐採

1990年から25年間に1.3億haの熱帯林が消失、劣化
減少もスピードは遅くなってきているが、最近5年間でも100万ha/年が減少
森林減少に由来するCO₂の排出量は、世界の総排出量の約2割

1 違法伐採問題の背景

熱帯林が減少していく様子(インドネシアにて)



2 違法伐採問題をクリアしチャンスを生かす

違法伐採とは、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採を指すが、貧困、政府の腐敗等背景は複雑。

- 英国とインドネシアの共同研究（1999年）によると、インドネシアにおける伐採の約50%が違法。ロシアにおいては、20%が違法と環境NGOが指摘。
- 違法伐採とは、一般に、
 - ・ 森林計画等の伐採量、指定樹種・径級、指定手法を守らない伐採、
 - ・ 所有権・伐採権がない森林を伐採するいわゆる盗伐、
 - ・ 国立公園・保護地域等を定めた法令を守らない伐採、伐採した木材の用途指定等を守らない利用等
- 企業による経済犯罪的に行われるものから、住民が自家消費のために行うもの（伝統的な森林利用権を含む）など様々。
- 各国、環境NGOによっては、伐採企業等の労働安全、税務、投資上の問題点等まで含めた解釈が行われるなど、統一的な定義はない。
- 我が国が輸入する木材、木材製品にも違法伐採材が混入。

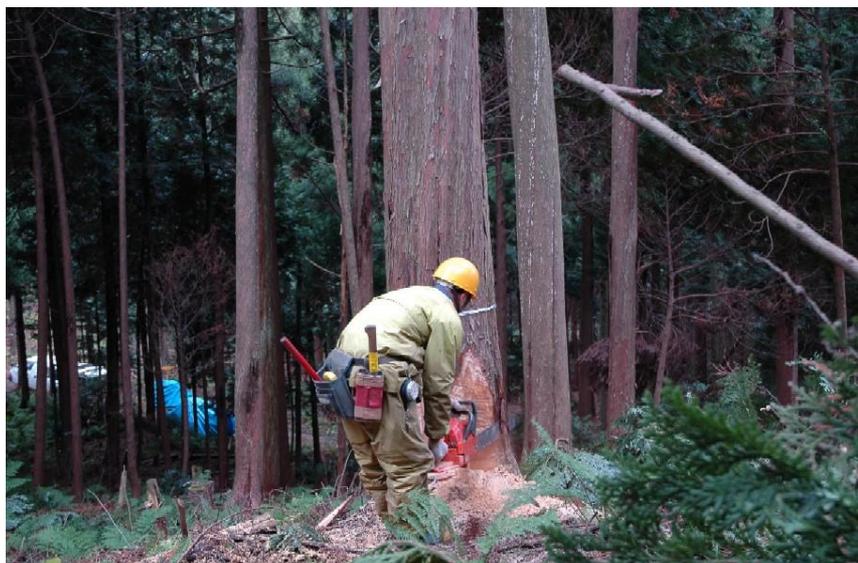
2 違法伐採問題をクリアしチャンスを生かす

違法伐採の我が国への影響

規制を逃れた低価格木材の流通



日本の木材価格の低下



2 違法伐採問題をクリアしチャンスを生かす

「違法に伐採された木材は使用しない！！」

日本政府



「合法木材」の優先的購入を決定

都道府県
市町村



政府と同様のグリーン購入方針策定

大手ゼネコンの
業界団体



合法木材優先購入の自主行動計画策定

違法伐採が多いとされている地域から木材を輸入している企業は、
企業の社会的な責任として、自らの製品の合法性を証明。

また木材業界全体としても、
合法性や持続可能性が証明された木材を責任をもって供給し、
環境配慮型ビジネスの潮流をつかむ。

2 違法伐採問題をクリアしチャンスを生かす

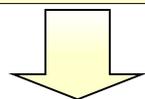
国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（グリーン購入法）

（平成12年法律第100号）

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について（平成18年から、合法性等の証明された木材・木材製品を環境物品〔紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材〕に位置づけ）国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針（閣議決定）（平成18年以降継続）

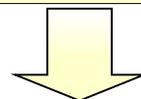
- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項



義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、 独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表



努力義務、一般的責務

地方公共団体等

- 調達方針の作成
- 調達方針に基づき調達推進（努力義務）

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

※基本方針や各省等の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の優先調達を明記



Ⅱ

合法木材供給事業取組の概要

1 林野庁ガイドラインと認定事業者の意義

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

3. 個別企業による自主的な証明方法

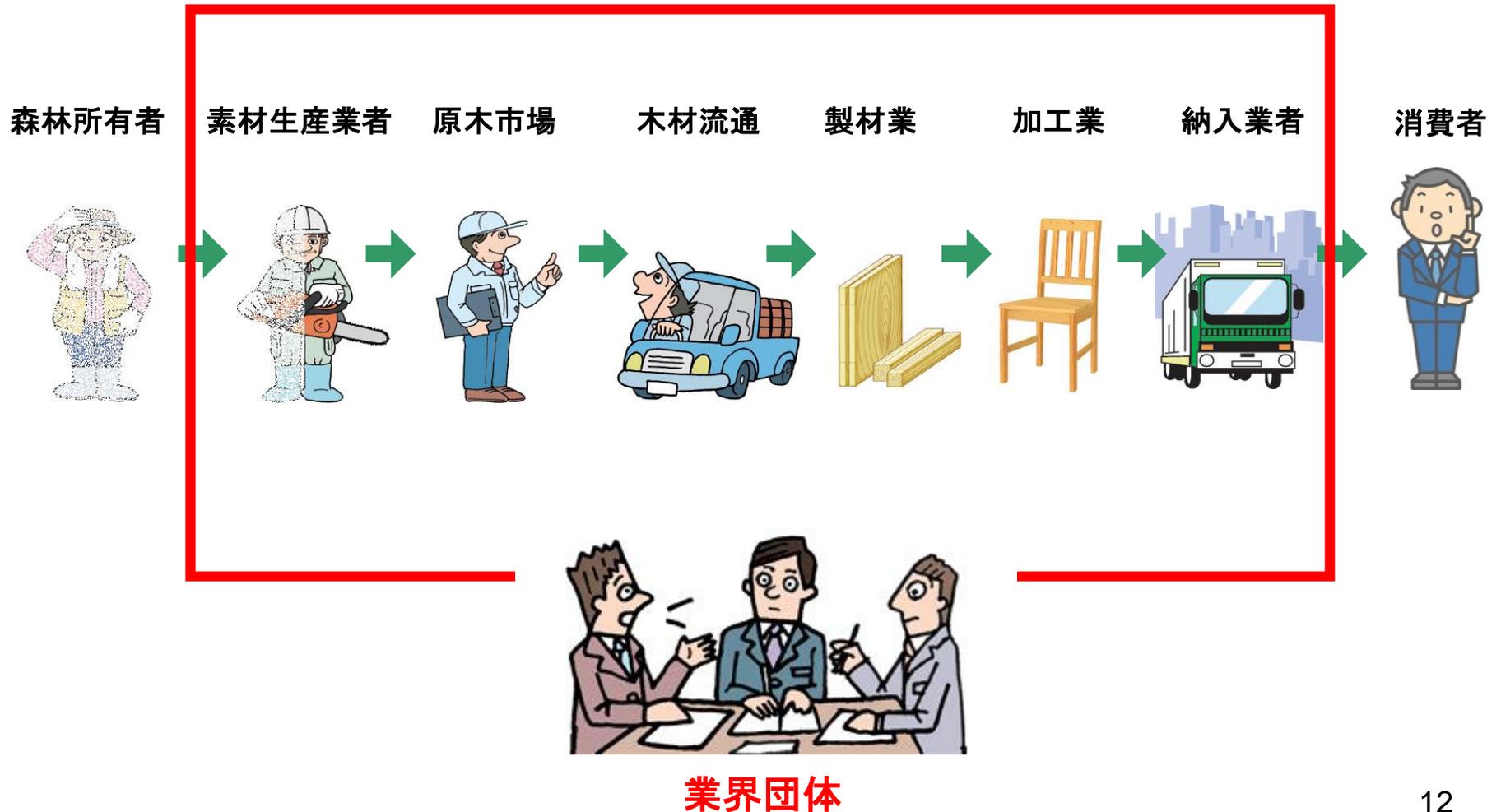
規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

その中に新しく提案されたのが、

「業界団体の認定を得て、**事業者が行う認定方法**」

1 林野庁ガイドラインと認定事業者の意義

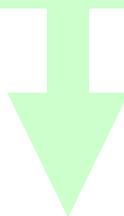
業界団体による認定事業者



2 注目される業界団体認定方式

業界団体認定方式の特徴

業界団体の信頼性を根拠にしているため、**低コスト・効率的**



鉄やアルミ製品など、
他の建築資材と競合する木材業界では
不可欠な条件

2 注目される業界団体認定方式

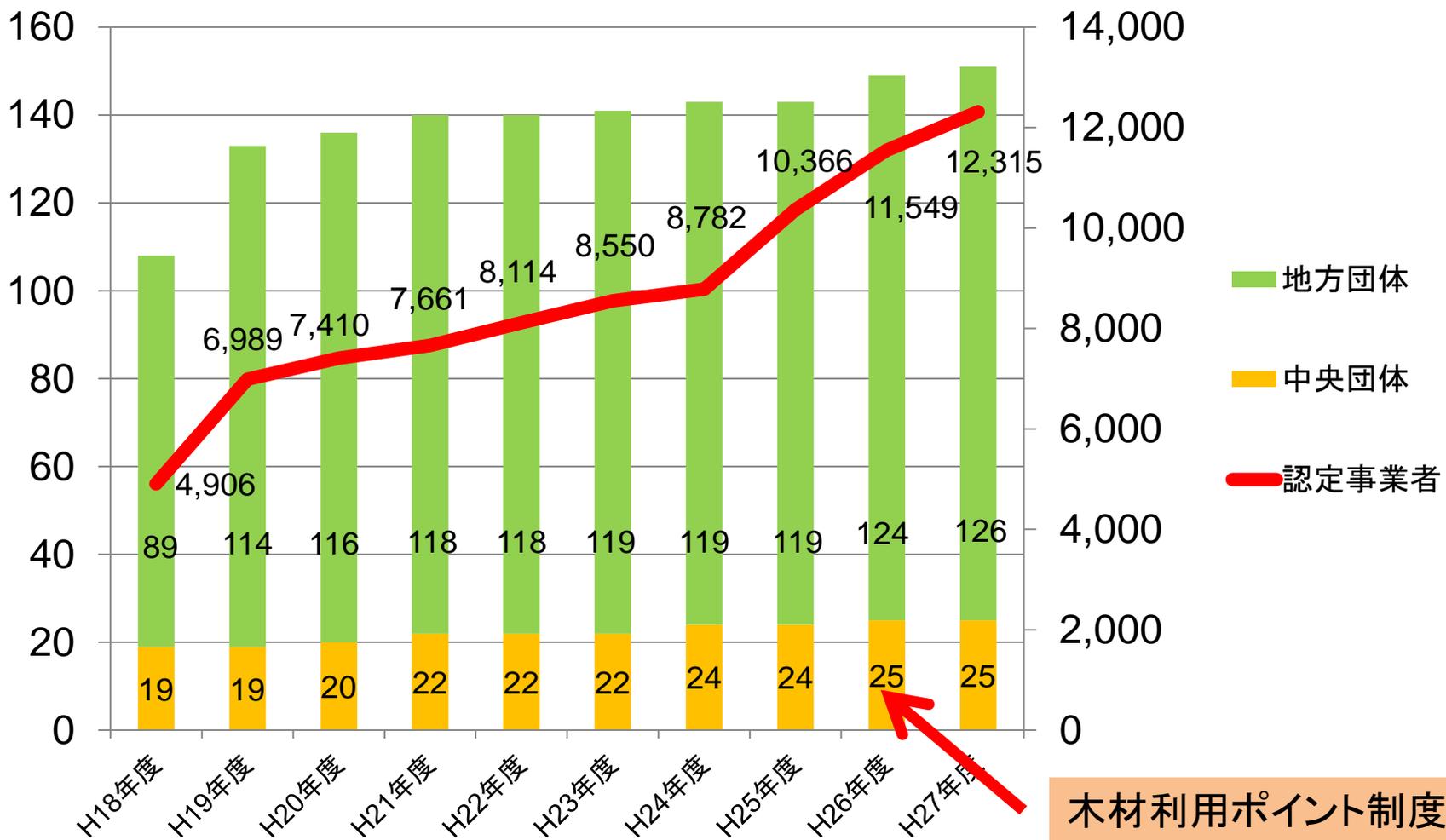
合法木材供給への取り組みは、世界中の注目を浴びている。



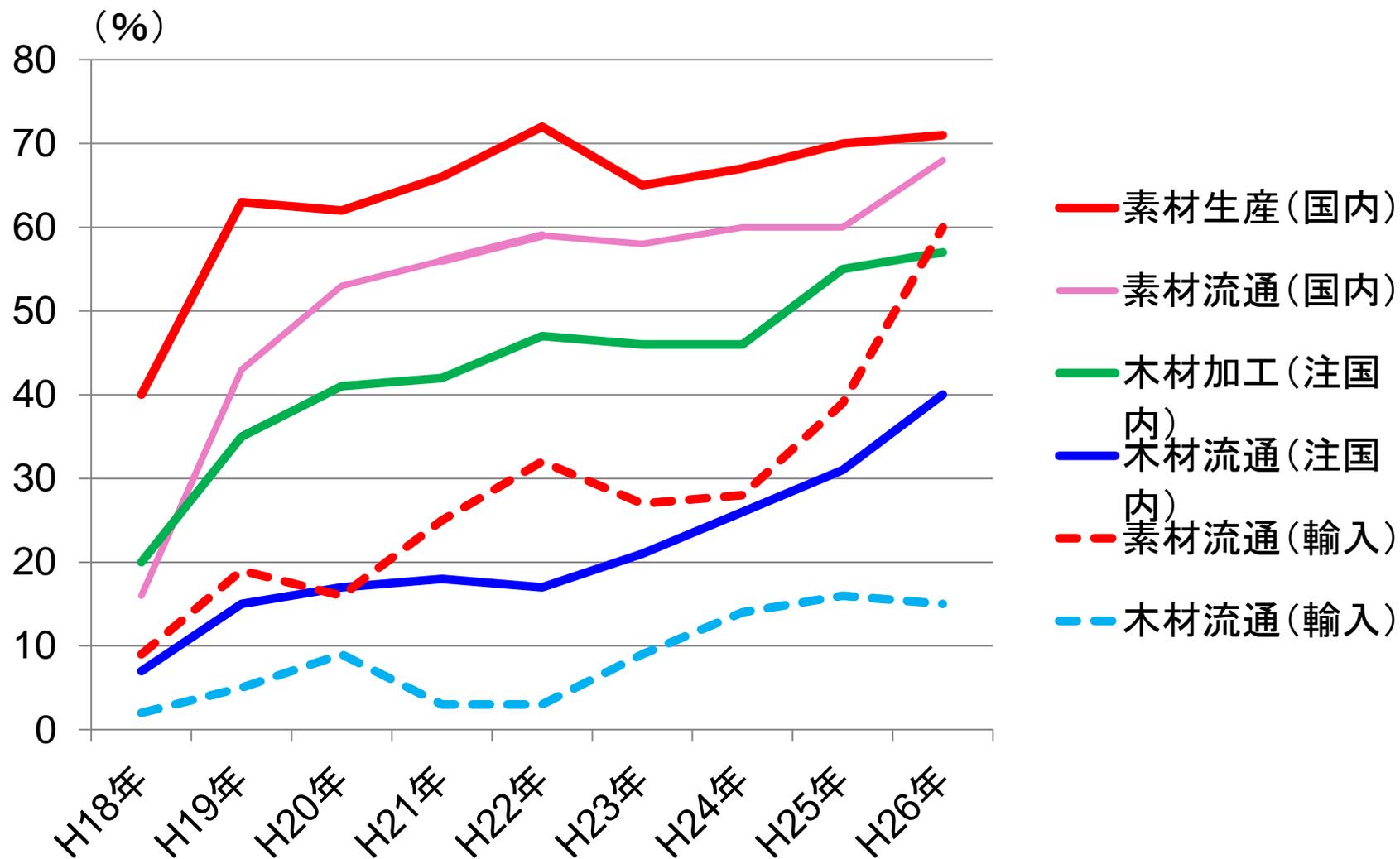
信頼を持って受け入れられるように、「**業界をあげた努力**」が必要。

3 認定・合法木材供給の状況

平成27年12月28日現在 認定団体 151
認定事業者 12,315



3 認定・合法木材供給の状況



注 1 平成26年度分については、全木連の要請に基づいて実績報告を提出した130認定団体、8,594事業体の集計値

2 (国内注) = 国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

5 合法性が証明された木材・木製品の位置づけ

- 違法伐採対策の一環として、平成18年度に導入された「合法性が証明された木材」をグリーン購入法によって政府調達の対象とする措置については、**一定の供給体制が整備されてきた。**
- ここ数年、政府や地方自治体の木材利用拡大の動きの中で、「合法性が証明された木材」は要件のひとつとなり、**利用価値が高まってきた。**
- そのような中で、**証明された木材製品の拡大や証明の連鎖の拡大**が起きている。
- **団体認定の仕組みは、発電用木質バイオマスのガイドラインでも活用されている。**



Ⅲ

林野庁合法木材ガイドラインと 分別管理・文書管理責任者の役割

1 事業体認定の際の条件

(分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

2 認定企業の責任者の役割



認定企業の責任者の役割

どんなに細かい手続きを定めたとしても、
その現場でその場に応じた実施ができるかどうか、
違法伐採問題に取り組む重要性を十分に理解した
責任者が配置され目配りしていることが重要。

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

2 認定企業の責任者の役割



認定企業の責任者の役割

義務

A 分別管理

その企業の「分別管理の方法」に基づき、
合法木材とその他の木材が
混在しないように管理をすること

B 書類管理

証明書や合法木材の管理簿の記載と保管、
発行した証明書の写しの保管など、
書類管理をすること

2 認定企業の責任者の役割



認定企業の責任者の役割

義務

権限



自社が販売する製品が合法木材製品であることを、販売先に証明する証明書を発行することができる。

2 認定企業の責任者の役割

(1) 分別管理の方法 ～合法性が証明された木材の証明書の見分け方～

ガイドラインが求める要件 ①

番号2005010001
平成 年 月 日

納品書(出荷伝票)

〇〇〇〇木材(株) 殿
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号: □□県木連0001号
氏名: 山田 一郎 印
住所: 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話: XXX - YYY - ZZZZ

発地(出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
発地(納入場所) 〇〇〇〇木 材 〇〇製品市場

樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

売り手の責任者が伐採時の合法性を証明していること

2 認定企業の責任者の役割

(1) 分別管理の方法 ～合法性が証明された木材の証明書の見分け方～

ガイドラインが求める要件 ②

番号2005010001
平成 年 月 日

納品書(出荷伝票)

〇〇〇〇木材(株) 殿
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号: □□県木連0001号
氏名: 山田 一郎 印
住所: 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話: XXX - YYY - ZZZZ

発地(出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
発地(納入場所) 〇〇〇〇木 材 〇〇製品市場

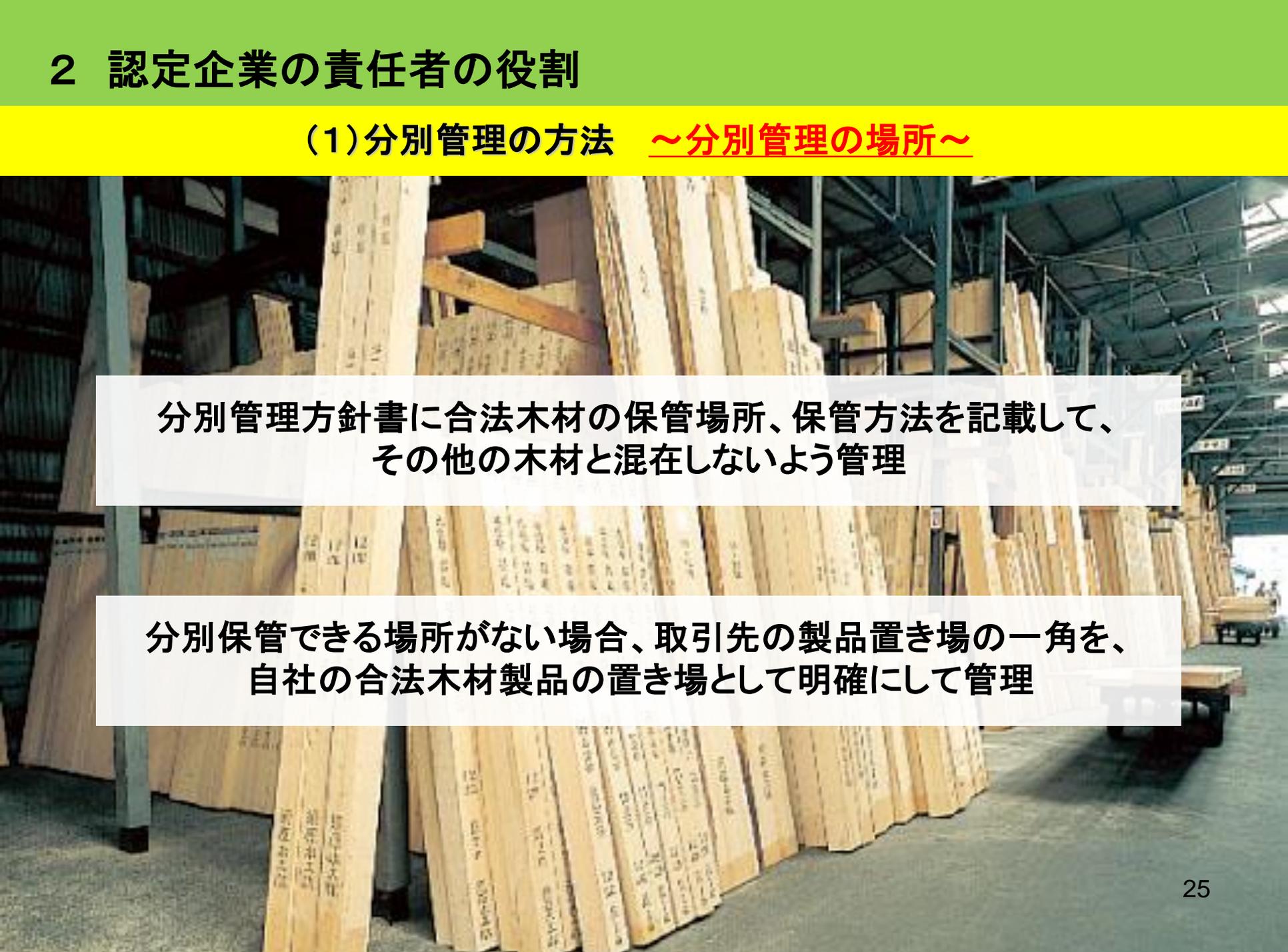
樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

第三者から信頼性を保証されていることがわかること

2 認定企業の責任者の役割

(1) 分別管理の方法 ～分別管理の場所～



分別管理方針書に合法木材の保管場所、保管方法を記載して、
その他の木材と混在しないよう管理

分別保管できる場所がない場合、取引先の製品置き場の一角を、
自社の合法木材製品の置き場として明確にして管理

2 認定企業の責任者の役割

(2) 帳票管理の方法

合法木材の入荷量・出荷量・在庫量を、最低、月々明らかにする

受領した証明書の原本、発行した証明書の写しを保管

記帳された入荷量と保管された証明書で、証明された量が不自然ではないか？

原料の入荷量に対して出荷量が不自然に上回っていないか？

出荷量と発行した証明書の写しで、証明された量が不自然でないか？

2 認定企業の責任者の役割

(3) 証明書の発行 ～輸入材の証明～

輸入材の証明可否の最低条件

輸入材についても、合法性を証明するためには証明書の添付が必要

- (1) 特定の物件について、
売り手の責任者が伐採時点の合法性を保証していること
- (2) 第三者から信頼性を保証されていることがわかること
(業界団体認定番号や森林認証のCoC認定番号などが記載されている)

最近では、欧州材、米材だけではなく、インドネシア(IFFC)、マレーシア(MTCC)等東南アジアにおいてもPEFCと相互認証した森林認証制度が普及するなど、合法証明の手段が確立されつつあり、最新の状況についてシッパー、輸入商社等から最新の情報を得ることが重要。



IV

違法伐採対策を巡る 最近の動き

違法伐採対策の一層の強化に向けた中間とりまとめ

平成27年7月3日

自由民主党
農林水産戦略調査会・農林部会・林政小委員会

違法伐採は、森林の減少・劣化、地球温暖化の進行、テロ組織への資金供給等国際的に深刻な問題を引き起こすものであり、国内の森林・林業・木材産業にとっても、健全な競争の阻害要因となる。このため、我が国は世界に先駆けて、平成18年にグリーン購入法の活用を通じた違法伐採対策の制度を創設し、合法木材の供給拡大に取り組んできている。また、我が国は世界に先駆けて「山の日」という祝日を制定した森林国でもある。

しかしながら、最近では、生産国における合法性証明の信頼性の低下、消費国におけるデュー・デリジェンス(然るべき注意)の導入など国際的に新たな動きが見られ、我が国としてこうした状況に早急かつ適切に対応する必要がある。

このため、林政小委員会は、本年4月から6回にわたり議論を行ってきたが、違法伐採対策の一層の強化に向けて、下記のとおり中間とりまとめを行う。

記

- 1 我が国における**現在の違法伐採対策の取組は不十分**であり、事業者への過度な負担を避けつつも、実効性のある抜本的な強化を図る必要がある。
- 2 来年のG7伊勢志摩サミットが日本で開かれることもあり、林政小委員会に、「違法伐採対策制度検討ワーキングチーム(仮称)」を新たに設置し、衆議院法制局も交えて、関係省庁の協力を得つつ、制度面や支援策の具体的な検討に着手し、速やかに成案を取りまとめる。
- 3 一方、違法伐採対策の重要性に鑑み、業界団体への協力要請など、関係省庁は対応できることから迅速かつ着実に実施する。

1 合法木材の利用拡大

- ・目的を、合法木材の利用を官需から民需への拡大にしてはどうか
- ・国内で流通する木材、木材製品は、すべて合法性のチェック(デューデリジェンス)が行われたものとしてはどうか

2 「合法性」の定義の明確化

- ・デューデリジェンスの基準、指標を明確にする必要があるのではないか
- ・輸出国の違法行為など限界があることに留意する必要があるのではないか

3 合法木材の供給体制

- ・デューデリジェンスを行って木材、木材製品を供給する事業者を認定することとしてはどうか

4 グリーン購入法等との関係

- ・国内で流通する木材、木材製品がすべて合法木材となるのであればグリーン購入法の基本方針での扱いが変わるのではないか
- ・現行では、合法証明が不要とされている「間伐材」の扱いについて再度整理する必要があるのではないか

IV-3 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律



定義

- 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- 合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

主務大臣

- 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- 上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- 木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

◎国の責務[4条]

- 必要な資金の確保
- 情報の収集及び提供
- 登録制度の周知
- 事業者及び国民の理解を深める措置等

◎適切な連携[31条]

◎国際協力の推進[32条]

事業者

◎事業者の責務→木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

• 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

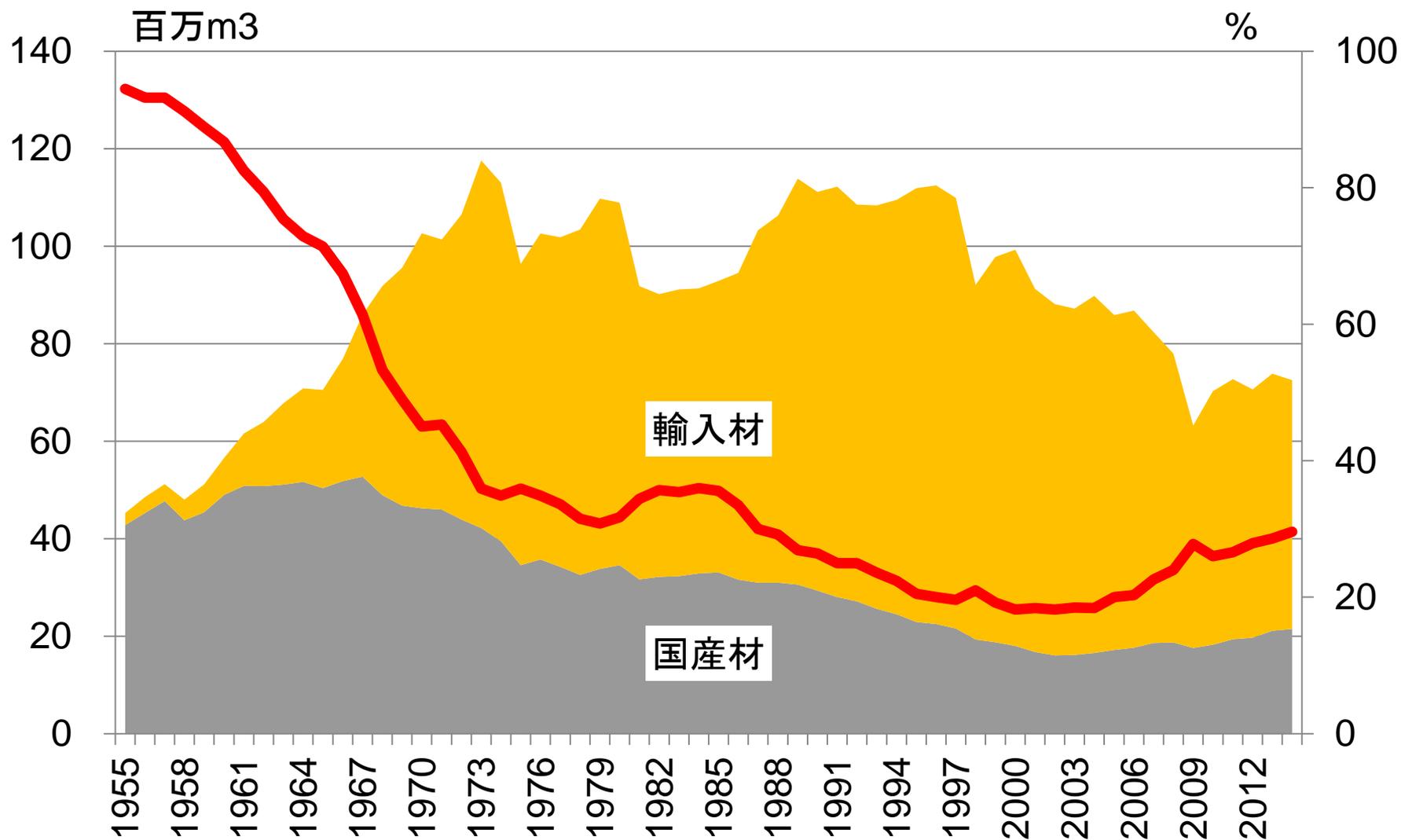
※ 施行日：公布の日から起算して1年を経過した日



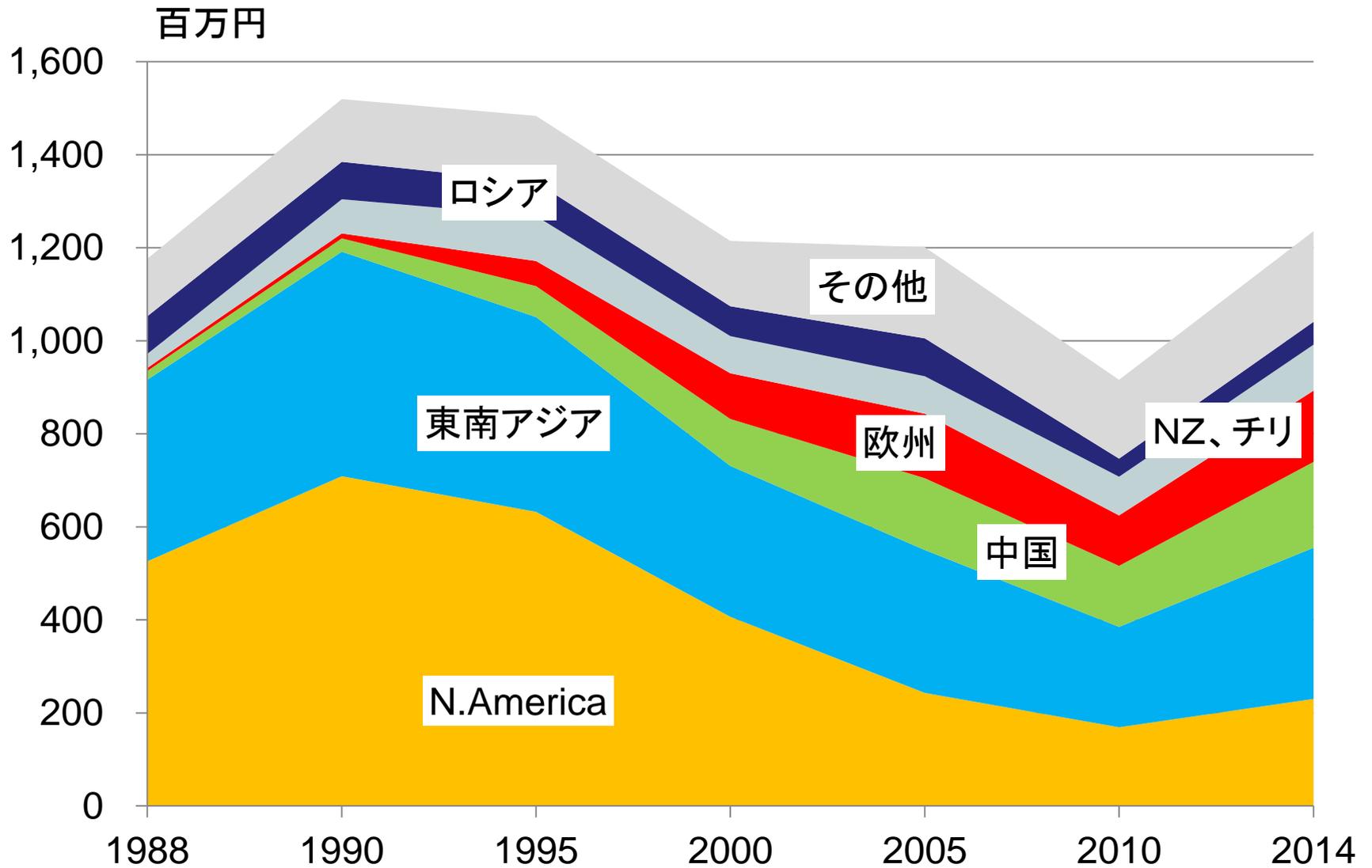
V

新たな市場への挑戦！？

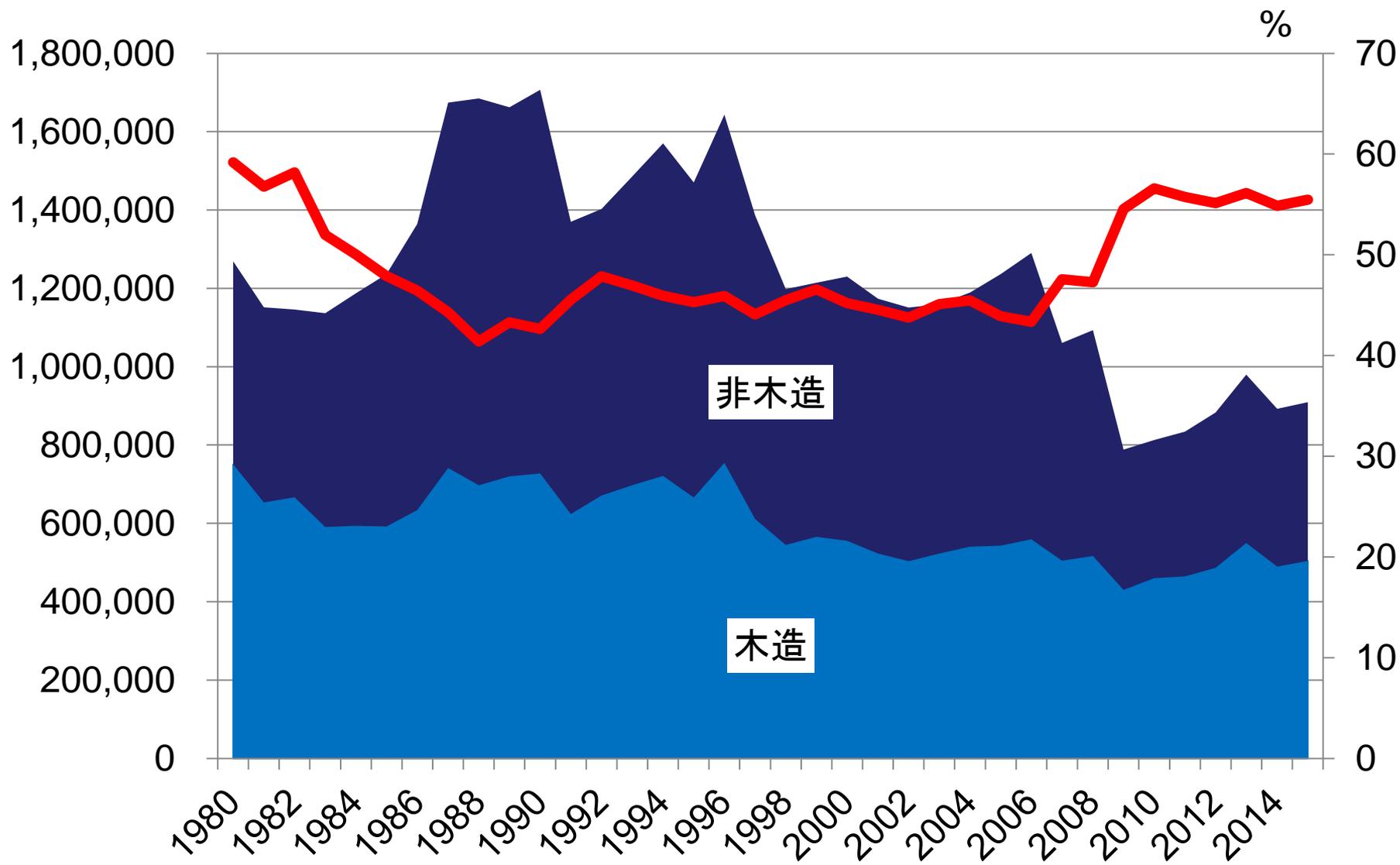
V-1 日本の木材需要量(用材)の推移



V-2 日本の輸入先国別の木材輸入の推移



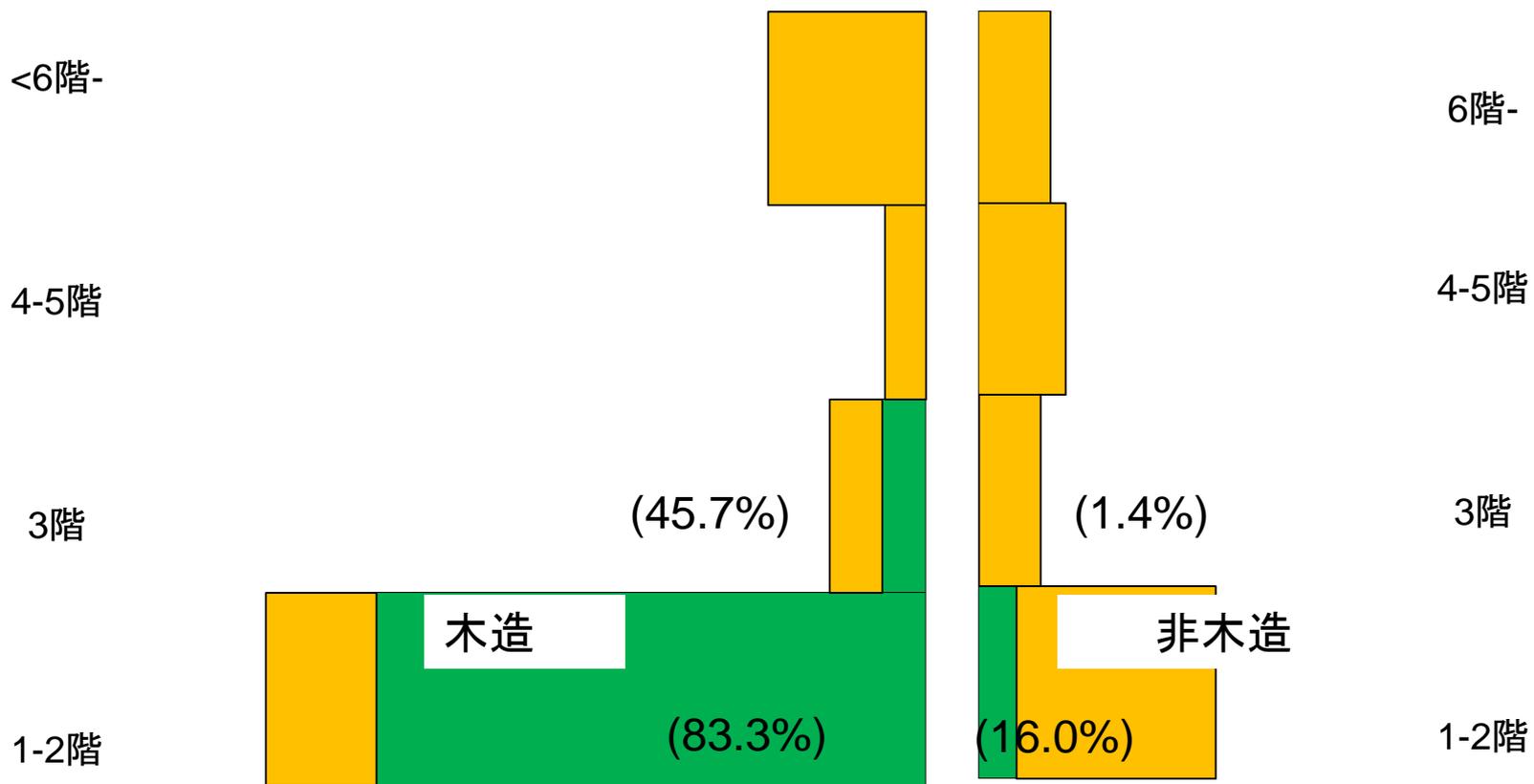
V-3 住宅着工数の推移



V-4 新築建築物の木造化の状況(全国) (2013)

住宅 <73,646,000m²>

非住宅 <36,335,000m²>



V-5 非木造から木造への転換

官公庁施設の建設などに関する法律(1951)

火災、台風等自然災害への対応として、官公庁施設をはじめとする都市建築物のコンクリート化が進むきっかけとなった。

建築基準法の改正(2000)

一定の基準を満たせば、木造でも耐火建築が可能となった。

公共建築物木材利用促進法(2011)

木造化が進んでこなかった公共建築物にターゲットを絞って、低層3階建て以下の建物については原則木造とすることを規定し、国が率先して木材利用に取り組む。

V-6 木材を優先する社会に向けた挑戦

—従来使われてこなかった分野への木材利用拡大—

★ 公共建築物から民間需要へ

★ 住宅から非住宅へ



大型建築物、高速道路の遮音壁、外構、
土木資材としての木材利用等



VII

そして、2020年...

2012年ロンドン大会

大会会場で使用される木材は、**合法かつ持続可能な供給源を由来**とするもの。
具体的には、CEPT(木材調達に関する専門機関)が要求する基準に合致した制度(FSCとPEFC)から調達され、CoCの記録が原産地から会場まで保持されていること。

2016年リオ・デ・ジャネイロ大会

大会の恒久又は仮設の建築物に使用する木材は、**合法かつ信頼できる供給源を由来**とするもの。
具体的には、森林管理とCoCの両方についてFSC、INMETRO/CERFLOR(ブラジル森林認証プログラム)又はPEFCの認証を受けたもの。

2020年東京大会



森林認証(FSC®, PEFC, SGEC認証)とは

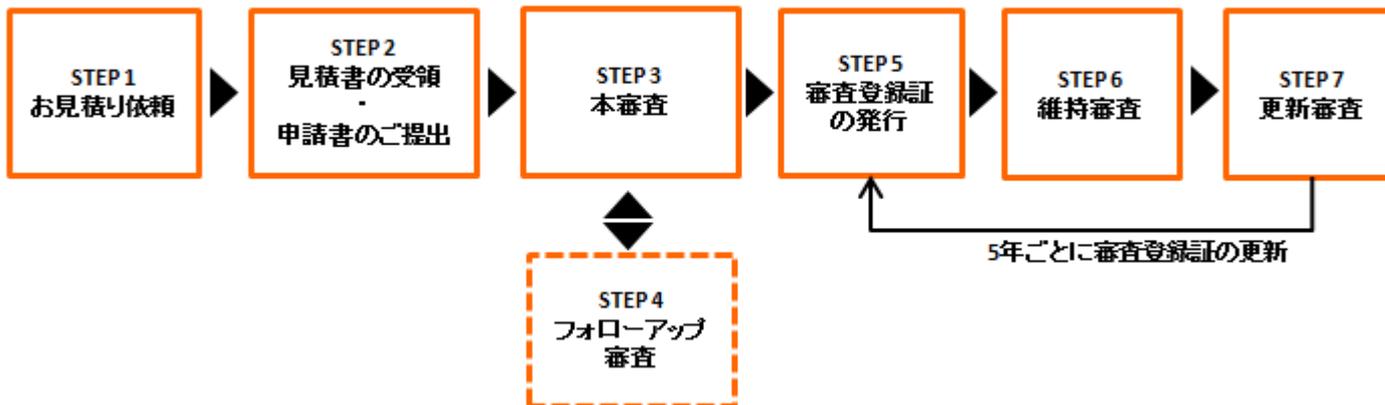
適切な森林管理や林産物のトレーサビリティが問われる現在、森林認証制度の必要性が高まっています。各森林認証制度は、責任ある森林管理を認証する「FM認証」、認証森林から産出された林産物の流通・加工に対する「CoC認証」から成り立っています。製品にロゴマークを付けることで、消費者に認証製品を訴求することが可能です。

現在国内では、FSC認証(FSC-FM, FSC-CoC)・PEFC認証(PEFC-CoC)・SGEC認証(SGEC-FM, SGEC-CoC)と3つの認証制度が普及しております。

森林認証(FSC®, PEFC, SGEC認証)取得のメリット

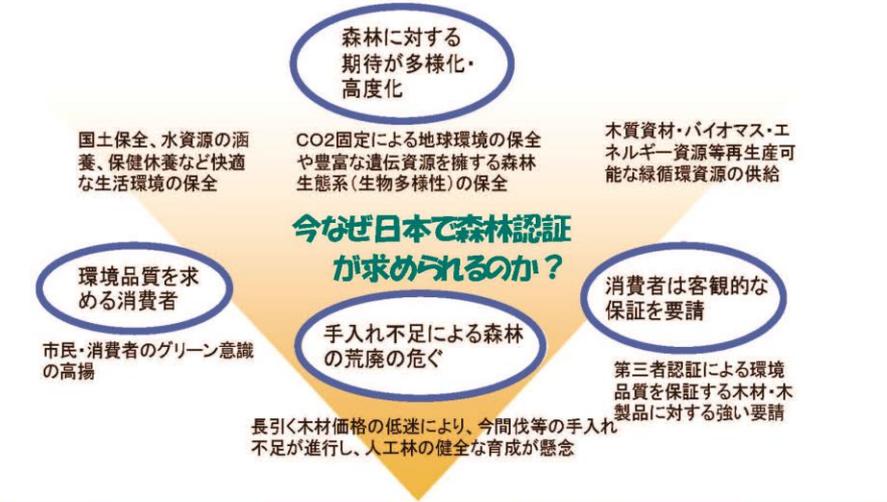
- ロゴマークによって、紙製品・木製品に対する取り組みを消費者にアピールできます。
- 最終製品となるまでのすべての工程が審査対象となるため、違法伐採品や管理されていない原料の混入リスクを低減できます。
- 環境保護意識の高い企業であることをアピールできます。
- 印刷会社にて製品パッケージや印刷物にロゴマークを入れ完成させた場合、小売企業は認証を取得せず、販売することが可能です。

森林認証(FSC®, PEFC, SGEC認証)の認証プロセス



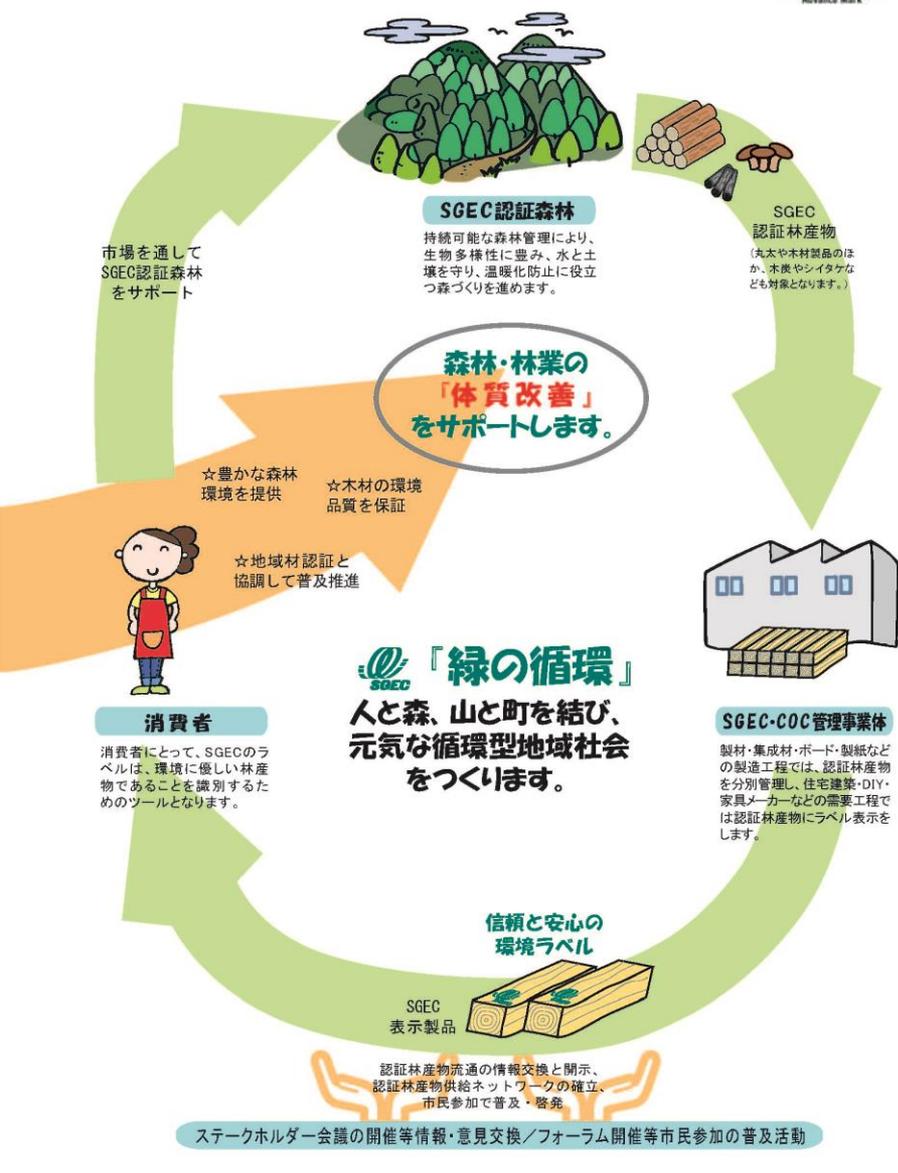
機関のホームページから)

VII-3 緑の循環認証会議 (SGEC)



SGEC認証制度

SGEC 認証制度は、適正に管理された認証森林から生産される木材等を、生産・流通・加工工程でロゴ・マークを付すなどして管理し、市民・消費者に届ける制度
 昨今の消費者のグリーン意識の高揚を背景に、認証をツールとして林業を巡る厳しい状況を克服し、森林の保全・利用の促進により森林・林業を再生し、資源循環社会の実現を目指す制度

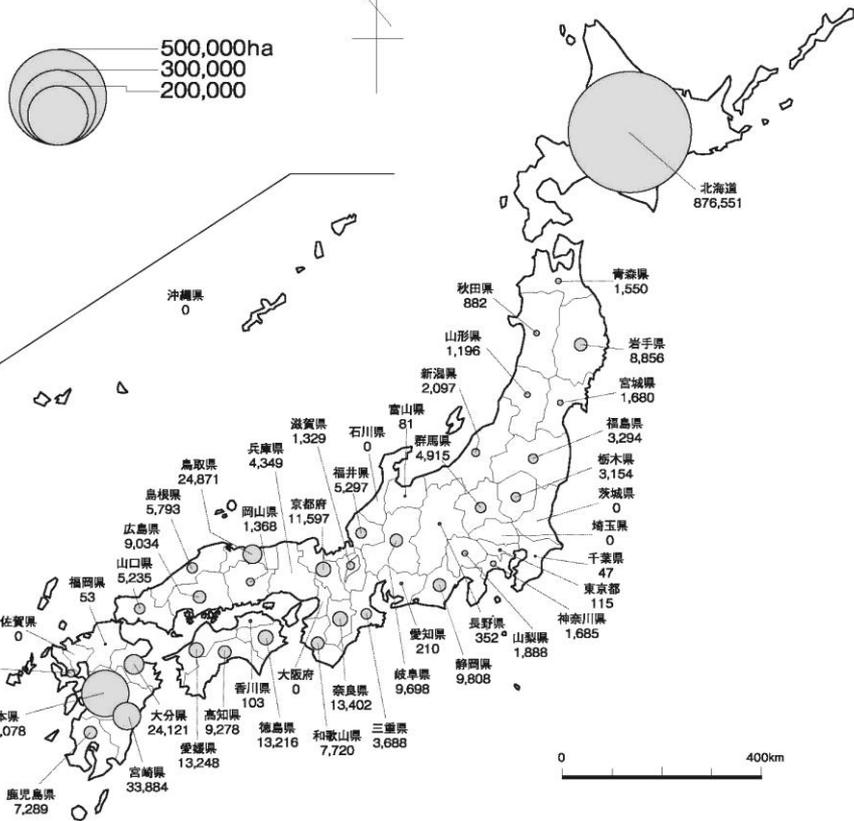


VII-4 SGEC認証の状況



SGEC認証森林分布図(都道府県別)

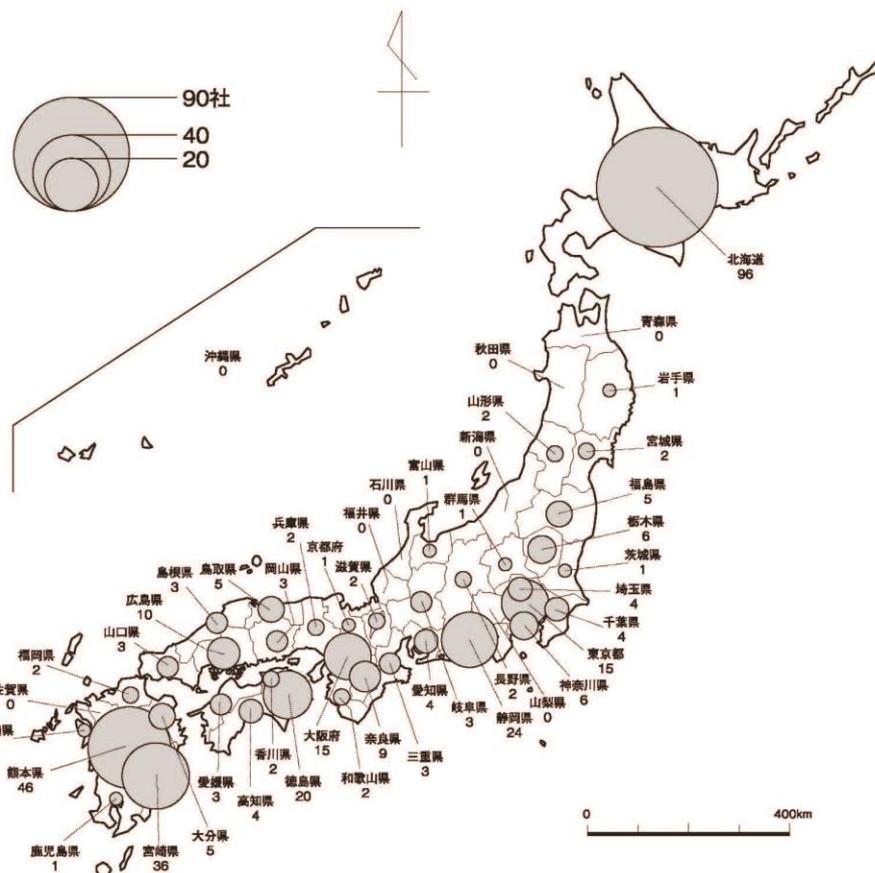
《面積》単位:ha



面積合計
1,254,167.99ha

平成27年1月15日現在

SGEC CoC管理事業体分布図(都道府県別)



認定事業体数：355件

SGEC ホームページから

平成27年1月15日現在

FSC(Forest Stewardship Council 森林管理協議会)とは「森林認証制度」を運営する非営利、非政府の国際組織であり、1993年に環境保護団体、林産業者、先住民団体等26カ国130人の代表者らにより設立され、本部をドイツのボンに置いています。FSCは直接認証審査を行う事はなく、FSCに認定された認証機関が審査を行います。2006年5月現在、認証機関は世界に15機関あります。

FSCの森林認証制度は環境、社会、経済の観点から森林管理が適正に行われているかどうかを審査・認証する制度です。以下の10の原則に基づいて審査が行われます。

- 1) 全ての法律や国際的な取り決め、そしてFSCの原則を守っている。
- 2) 森林を所有する権利や利用する権利が明確になっている。
- 3) 昔から森に暮らす人々の伝統的な権利を尊重している。
- 4) 地域社会や労働者と良好な関係にある。
- 5) 豊かな収穫があり、地域からも愛され利用されている森である。
- 6) 多くの生物がすむ豊かな森である。
- 7) 調査された基礎データにもとづき、森林の管理が計画的に実行されている。
- 8) 適切な森林管理を行っているかどうかを定期的にチェックしている。
- 9) 貴重な自然の森を守っている。
- 10) 人工林の形成が、自然の森に影響を及ぼしていない。

	日本	世界
FM認証	392,878ha	(181,207,602ha)
CoC認証	1,069	(29.240)

(2015/7/3現在)

SFC ジャパン
ホームページから

価値と原則

PEFC-森林の持続可能性

自然界の生物多様性と環境にとって有益です。
 経済的実効性や環境保全に優れ、さらに社会的利益にかなう森林管理を推進します。
 持続可能な森林管理が行われていることを、利害関係者から独立した第三者機関が認証証明します。
 持続可能な方法で森林管理が実行されている2億ヘクタールにおよぶ森林から木材製品を継続的に供給します。

PEFC-信頼性

すべての利害関係者(ステークホルダー)の参加を原則とするマルチ参加型のプロセスに基づいて、国ごとの森林管理認証規格・制度を策定します。このプロセスは世界の持続可能な森林管理を目的として欧州の37カ国が参加署名するヘルシンキプロセス、および、その他の地域の政府間プロセス(モントリオールプロセス、ITTOなど)をベースにしています。
 持続可能な森林管理の統括、規格の制定、および実施に関して利害関係者からの独立性を確保するために、すでに国際的に確立、承認されている認定・認証の手順を活用します。
 35の独立した認証規格、制度とそれに係わる森林所有者、林業関係者、環境や社会問題に関心を抱く団体およびその他の人々を含む利害関係者によって支持されています。

PEFC-説明責任

森林の樹木から最終製品にいたるまで、一貫したトレーサビリティ管理の実態を客観的な第三者が定期的に審査することによって、林産物が持続可能な方法で管理されている森林を原産としていることをお客様に確認します。

PEFC-柔軟性

規模の大小に関わらずあらゆる森林や企業からの積極的な参画を容易にします。これには家族経営の森林や、多国籍企業は言うまでもなく、中小規模の営林企業も対象になります。
 世界の森林タイプの多様性、文化遺産、森林の所有構造および経営目的などすべてを統合し、これを認証の対象とします。

相互認証している国

36ヶ国

日本

世界

FM認証

0 ha (263,015,715 ha)

CoC認証

194 (10,517)

2015/6/30現在
 PEFCアジアプロモーションズ
 ホームページから

オリンピック・アジェンダ2020 (2014/12にIOCで採択)

- ・提言4: オリンピック競技大会のすべての側面に**持続可能性**を導入する。
- ・提言5: オリンピック・ムーブメントの日常業務に**持続可能性**を導入する。



「環境」のみならず「社会」「経済」の側面をも含む幅広い持続可能性に関する 取組みを推進

(JOC、運営計画フレームワーク、2016/1)

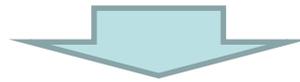
将来に向けた責任ある行動を即していく = **未来への継承(レガシー)**

持続可能性の検討課題

- ・気候変動: CO2の排出削減、カーボンオフセットの導入、ヒートアイランド現象等への適応
- ・資源管理: 省資源、資源循環、廃棄物の適正処理
- ・水・緑・生物多様性: 生態系への影響の提言措置とモニタリング
- ・人権・労働・公正な事業慣行等への配慮: 工事や物品サービスにおける人権、労働、環境への配慮。汚職防止、公正な取引の確保。マイノリティに対する配慮、スタッフ・ボランティアの労働/雇用、社会保障、安全衛生
- ・参加・協働、情報発信(エンゲージメント): ボランティア、市民参加等との合意形成、協働。持続可能性の重要性についての情報発信

「責任ある…」 ⇒ デュー・デリジェンスの実行

- ・物品、サービスが持続可能性を有しているか、反した行為から生産されていないか、調達に関して不公正、不公平な活動がなかったか…等について「**入念なチェック(デュー・デリジェンス)**」を実施する。
- ・リスクが高い物品、地域、生産者からの購入、採用に当たっては、より多くの情報によるチェックが必要となる。(なぜ、これは大丈夫と考えたかについての説明責任)
- ・十分な情報がなければ購入しない、採用しない。



企業、個人が実施可能な「入念なチェック(デュー・デリジェンス)」には**限界**



国際的に認められた「**認証制度**」は、「入念なチェック(デュー・デリジェンス)」のツールとして有効。

- ★ 対象は、組織委員会の施設整備で使われる製材・集成材等、コンクリート型枠合板、家具用木材

- ★ 持続可能性の観点から、以下の①～⑤を満たす木材を調達する。
 - ①伐採に当たって、原木の生産された国・地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたもの
 - ②中長期的な計画・方針に基づき管理経営されている森林に由来すること
 - ③伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
 - ④伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
 - ⑤伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること

- ★ FSC、PEFC、SGECによる認証材については、①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。

- ★ 上記の認証材でない場合は、①～⑤に関する確認が実施された木材であることが証明されなければならない。（デュー・デリジェンスの実施）

- ★ サプライヤーは、国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択するよう努めなければならない。